

○軽井沢町自然保護対策優良事業認定制度要綱

平成20年3月28日告示第16号

改正

平成22年6月25日告示第37号

平成28年11月18日告示第32号

軽井沢町自然保護対策優良事業認定制度要綱

(目的)

第1条 この要綱は、軽井沢町の自然環境の保全並びに風致の維持及び良好な景観の形成（以下「自然環境の保全等」という。）に特に寄与していると認められる事業を認定し、及び広く周知するための軽井沢町自然保護対策優良事業認定制度（以下「認定制度」という。）の運営に関し、必要な事項を定めることにより、自然環境の保全等に対する住民及び事業者の理解を深め、軽井沢の伝統とすぐれた自然を保持し、国際的保健休養地としてのまちづくりを推進し、もって現在及び将来の住民及び事業者の健康的で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

(認定制度の対象)

第2条 認定制度の対象は、土地の形質の変更、建築物の建築その他の本町の区域内において行われた事業のうち、自然環境の保全等を考慮したものとする。

(認定対象事業の公募)

第3条 町長は、認定の対象とする事業を原則として毎年度1回公募するものとする。

(選考及び認定)

第4条 町長は、前条に規定する公募に応じ実施者又は管理者から申請のあった事業及び住民及び事業者から推薦のあった事業のうちから自然環境の保全等に特に寄与していると認められるものを選考し、自然保護対策優良事業として認定する。

2 町長は、前項の選考にあたり軽井沢町自然保護審議会（軽井沢町自然保護審議会条例（昭和48年輕井沢町条例第24号）第1条に規定するものをいう。）の意見を聴くものとする。

(認定の方法)

第5条 認定は、町長が認定書を被認定事業の実施者又は管理者に授与して行うものとする。この場合において、記念品を添えることができるものとする。

(認定の制限)

第6条 町長は、被認定事業として選考されたものであっても、当該事業又はその実施者若しくは管理者に係る認定するにふさわしくない行為又は事情があったときは、当該認定を行わないもの

とする。

(認定の取消し)

第7条 町長は、認定された事業又はその実施者若しくは管理者に係る認定事業にふさわしくない行為又は事情があったときは、当該認定を取消することができる。

2 前項の取消しがあったときは、取消しに係る事業の実施者又は管理者は、当該事業に係る認定書及び記念品を町長に返還しなければならない。

(公表)

第8条 町長は、認定した事業について、広報への掲載その他の適当な方法により公表し、周知に努めるものとする。

2 町長は、第7条第1項の規定による認定の取消しをしたときは、その旨を、遅滞なく、公表しなければならない。

(事務の所管)

第9条 認定に係る事務は、環境課が行う。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、認定制度の運営に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から適用する。

附 則（平成22年6月25日告示第37号）

この要綱は、平成22年6月25日から施行する。

附 則（平成28年11月18日告示第32号）

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。